

浦島小学校いじめ防止基本方針について

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

いじめの定義

「児童に対して、当該児童が在籍する本校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2. 学校いじめ防止対策委員会の設置

委員会の構成員

本会は、学校運営機構図は、校長・副校長・児童支援専任・当該児童の学年主任・担任、必要に応じて養護教諭、外部専門家で構成する。

委員会の運営

- 毎月1回、打ち合わせの後に全職員参加で行う。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに構成員による「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、管理する。
- 学年研・ブロック研で時間を決めて児童の話をする時間を設ける。また、五部会のA部会でも、毎月各学年の様子について情報交換を行う。

委員会の活動内容

学級・学年・登校班・縦割り班等、児童が関わる生活の中からの問題を把握し、迅速に対応を行う。「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関わる。

○未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童・保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの(疑いも含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否の判断

- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- 学校いじめ防止が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

〈取組例〉

- だれもがわかりやすい授業づくり
- 人権教育、道徳教育の推進
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用など

いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。

このため、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を行う。

あわせて、学校はいじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。

また、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

〈取組例〉

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守りを体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中心として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

〈取組例〉

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童の保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署関係機関との連携 など

いじめの解消

いじめが「解決している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

〈いじめの解決の要件〉

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

教職員等への研修

児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修等を行う。

〈取組例〉

- ・東部療育センターによる児童理解研修（7～8月）

学校運営協議会の活用

「学校運営協議会」や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連絡協議会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

取組の年間計画

毎月、打ち合わせ後に定例会を実施し、いじめ防止、早期発見に努める。

	いじめ防止	児童指導の指導内容
4月	<p><保護者や教員></p> <p>○校内いじめ防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関する共通理解 ・児童の情報交換(4月は特に1年生、転入生) <p>○入学式・懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策についての説明、啓発 <p><子ども></p> <p>○いじめ防止について説明(どの先生にも相談してよいことを伝える)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教室環境整備 ・かめルールの確認 ・学年、学級内のルールの確認 ・ほめるときしかるべきを示す ・聞き方、話し方の指導 ・学級内の当番活動の仕方の説明、徹底
5月	<p><子ども></p> <p>○クラスや学年で自己・他者理解が深まるような活動(継続的に行えるもの)</p> <p>○いじめアンケート</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級目標づくり ・ルールに沿って平等に指導したい、価値づけたいする
6月	<p><教員></p> <p>○東部療育コンサルテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な支援を検討 <p><子ども></p> <p>○YP アンケート</p> <p>○いじめをなくす取組をクラスで考える</p> <p>○各クラスいじめをなくす取組を発表</p>	<p>○集団での成功体験、達成感を生む活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライベートゾーンについて指導 ・ルールを守っていることを価値づける
7月	<p><教員></p> <p>○YP アンケート分析・支援検討会</p> <p>○児童指導研修</p> <p>○児童面談</p> <p><子ども></p> <p>○YP プログラムの実施</p>	<p>○「YP アンケート」の結果を分析し、人間関係をよりよくするためのYP 実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級内のルール再確認 ・一人ひとりの良さを認め、学級に周知する。 ・夏休みの過ごし方について
8月	<p><教員></p> <p>○人権研修</p> <p><教員・子ども></p> <p>○横浜子ども会議</p> <p>○YP プログラムの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会練習の配慮事項 ・集団行動のあり方 ・時間への意識を再確認 <p>○子ども同士の関わり合いを生む活動を多く取り入れる</p>

9月	<p><子ども></p> <p>○横浜子ども会議の内容を全校に伝え、広める ○YYP プログラムの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールの再確認 ・前期のクラスの成長と課題を洗い出し、後期のめあてを立てる ○子ども同士の関わり合いを生む活動を多く取り入れる
10月	<p><子ども></p> <p>○YYP プログラムの実施 ○いじめをなくす取組のふり返り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・達成感を味わい新たな目標をもたせる。 ・一人ひとりの役割を与える学習や活動を取り入れる ・一つ上の学年を意識させる。
11月	<p><保護者・教員></p> <p>○YYP アンケートの実施、分析 ○インターネット教室(3~6年) ○いじめをなくす取組の反省発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○集団での成功体験・達成感を生む活動。 ・生活科、総合の見通し、ステップを明確にする。
12月	<p><教員></p> <p>○人権にかかわる道徳の授業 ○いじめアンケートの分析と共有 ○児童面談 <子ども></p> <p>○いじめアンケート ○YYP プログラムの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「YYP アンケート」の結果を分析し、人間関係をよりよくするための YP 実施 ・教室環境の見直し
1月	<p><教員></p> <p>○いじめアンケート結果を受けての経過観察 <子ども></p> <p>○YYP プログラムの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学年末を見据えた話 ・来年度の学年を意識させる
2月	<p><教員></p> <p>○いじめをなくす取組の反省 <保護者・教員></p> <p>○入学説明会 ・いじめ防止対策の説明、啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝の気持ちをもてるような活動
3月	<p><教員></p> <p>○来年度への引き続き準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めと比べての成長を認める

4. 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条によるいじめの重大事態の疑いが発生した場合の学校の対応

〈重大事態の定義〉

いじめの防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

〈発生の報告〉

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、随時点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針をもとに見直しを検討し、措置を講じる。